⑷　下記の債権者　　配当対象協定債権者

記

株式会社山形銀行
株式会社きらやか銀行
株式会社日本政策金融公庫
株式会社商工組合中央金庫

以上

2　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は清算株式会社に対し基準日以前の原因に基づいて発生した債権及びこれに対する利息・遅延損害金（以下「協定債権」という。）、並びに基準日の翌日以後の原因に基づいて発生した債権とする。

3　債権譲渡等がなされた場合の取扱い

基準日の翌日以降、協定債権について、債権譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における協定債権者の債権額を基準として行う。

4　端数の処理

権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

5　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、配当対象協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

なお、配当対象協定債権者が本協定に基づく弁済予定日の３日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。

第２　協定債権の弁済等

1　協定債権につき、以下の定めにより権利を変更する。

⑴　弁済

清算株式会社は、本協定の認可決定確定日の翌日限り、総弁済原資である593万9547円を配当対象協定債権者の債権元本額の割合である別表「配当割合」欄記載の割合で按分した金額である別表「債権弁済額」欄記載の金額を各配当対象協定債権者に対して弁済する。

⑵　免除

清算株式会社は、別表「債権額合計」欄記載の金額から別表「債権弁済額」欄記載の金額を控除した残額である別表「債権放棄額」欄記載の金額、及び別表「債権元本額」欄記載の金額に対する未確定の利息・遅延損害金の全額について、各協定債権者から、上記１に定める弁済と同時に債務の免除を受ける。

2　清算株式会社は、基準日の翌日以後の原因に基づいて発生した債権については、本協定の認可決定確定日において全額債務の免除を受ける。

3　追加弁済

上記１に定める弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、配当対象協定債権者に対して別表「配当割合」欄記載の割合に応じて追加弁済する。この場合においては、既に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

第３　優先債権、共益債権の弁済等

今後、清算株式会社について、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権、及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、その他基準日以後の原因に基づく債権が発生し、もしくは発見された場合については、代表清算人個人において負担することとし、随時弁済する。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第２号

茨城県桜川市真壁町桜井760番地２
再生債務者　宮山　藤次
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　茨城県下妻市大園木2839―１　大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　関　健太郎
平成28年７月８日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（再）第３号

茨城県桜川市真壁町桜井360番地４
再生債務者　宮山　亘
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　茨城県下妻市大園木2839―１　大建ビル２階　つくばね法律事務所　弁護士　関　健太郎
平成28年７月８日　水戸地方裁判所下妻支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２９号

相模原市南区松が枝町１番１号　Ｙ・Ｓハイム203
再生債務者　室田　如慧
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第３２号

相模原市中央区由野台１丁目18番２号
再生債務者　小林　剛
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第１９号

岐阜市柳津町高桑１丁目102番地
再生債務者　川添　幸康
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（再イ）第３０号

愛知県西尾市吉良町吉田宮前40番地50
再生債務者　犬塚　正美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月４日から平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第１８号

埼玉県春日部市粕壁6020番地
再生債務者　寺崎　勇一
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第８号

千葉県東金市道庭919番地８
再生債務者　橘　弘樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月12日から平成28年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（再イ）第５９号

愛知県東海市加木屋町六反田124番地の２
再生債務者　花甚装飾こと　神野　誓樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１０６号

名古屋市中川区烏森町字蓮池126番地　ドミトリー烏森Ｂ棟317号
再生債務者　乗山　琢磨
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月５日から平成28年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部